

静岡県告示第376号の2

静岡県薬物の濫用の防止に関する条例第14条第1項の規定に基づき、知事指定薬物として次のとおり指定したので、同条例第14条第2項の規定に基づき告示する。

令和元年11月14日

静岡県知事 川勝平太

1 知事指定薬物の名称

物質名	適用年月日
1-（ベンゾフラン-6-イル）-N-エチルプロパン-2-アミン及びその塩類（通称名6-EAPB）	令和元年11月15日
1-（ベンゾフラン-4-イル）-N-エチルプロパン-2-アミン及びその塩類（通称名4-EAPB）	令和元年11月15日
（1-シクロヘキシルメチル-1H-インドール-3-イル）（ナフタレン-1-イル）メタノン及びその塩類（通称名NE-CHMIMO、JWH-018 cyclohexylmethyl derivative、CHM-018）	令和元年11月15日

2 指定の理由

人の身体に使用された場合に、興奮、幻覚、陶酔等の作用を人の精神に及ぼし、さらに、これらが濫用されるおそれがあると認められるため。